

山小屋エネルギーコスト削減促進事業補助金 【Q & A】

【補助事業への申請に関すること】

Q 1 補助事業への申請期限は？

A 1 令和8年9月30日消印有効です。

申請期間内であっても、予算額に達した場合は、受付を終了します。

(事前予告はありません)

なお、記載内容の不備及び不足書類がある場合には、申込みを受け付けられませんので、余裕を持ってお申し込みください。

Q 2 令和4年度から令和6年度の中小企業エネルギーコスト削減助成金の交付を受けた事業者は応募できるか？

A 2 上記事業の交付決定を受けた事業内容について重複して申請はできませんが、それ以外の事業内容については申請可能です。対象かどうかご不明な場合は、個別にご相談ください。

【補助対象者に関すること】

Q 3 本社が長野県外にある場合や、設備を更新等する山小屋が県境の長野県外にある場合に補助対象者となるか？

A 3 長野県登山安全条例（平成27年長野県条例第52号）第20条に規定する指定登山道の周辺で旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する「旅館・ホテル営業」、第3項に規定する「簡易宿所営業」に該当する施設又はこれに準ずるものとして知事が特に認める施設（以下、「山小屋」という）であれば補助対象者となります。対象かどうかご不明な場合は、個別にご相談ください。

Q 4 指定登山道はどこで確認できますか？

A 4 下記長野県ホームページ内「指定登山道の告示について」をご確認ください。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kankoki/tozanjorei/tozanjorei.html>

なお、指定登山道の表中の「除外区間」の周辺にある山小屋も補助対象者対象になります。

Q 5 指定登山道周辺に山小屋がないのですが、対象となりませんか？

A 5 指定登山道のほか、「信州山のグレーディングのルート」等の周辺にある山小

屋は、山岳における公益的活動の実施状況や施設の主な利用者等により、個別に判断します。

Q 6 指定登山道の「周辺」とは、指定登山道からどのくらいの距離ですか？

A 6 指定登山道から概ね徒歩 30 分程度とし、山岳における公益的活動の実施状況や施設の主な利用者等により、個別に判断します。

Q 7 旅館業法の「旅館・ホテル営業」及び「簡易宿泊所」は全て対象になりますか？

A 7 本事業の補助対象者は、山小屋事業者とし、長野県の山岳で営業する旅館・ホテル等について、山岳における公益的活動の実施状況や施設の主な利用者等により、個別に判断します。すべての旅館・ホテル等が対象となるわけではありませんので、ご注意ください。

Q 8 市町村や第三セクターが運営する山小屋は対象になりますか？

A 8 地方公共団体、地方独立行政法人及び地方公共団体と民間企業が共同出資して設立する法人の運営する山小屋は対象外です。

【補助対象事業に関すること】

Q 9 補助対象となる設備は？

A 9 山小屋エネルギーコスト削減促進事業補助金申請要領別表（対象設備一覧表）に掲げる設備が補助対象となる設備です。

Q10 補助対象となるJIS規格の確認方法は？

A10 補助対象設備は要領別表のとおりですが、規格について、「JIS●●で定める▲▲」と記載されている場合は、記載のJIS規格で引用しているJIS規格（記載のJIS規格の一部を構成する別のJIS規格）への適合等であっても、要件を満たしているものとして、対象になる場合があります。

例）施設用LED照明器具の場合

定義：JIS C 8106で定める施設用LED照明器具

規格への適合等の一例：JIS C 8106の一部を構成するJIS C 8105-3への適合が確認できる場合は、規格等の要件を満たすものとする

また、JIS規格への適合の確認方法については、JISマークの表示（商品ごとにJIS規格を取得している場合）によるほか、メーカーによる自己適合宣言書等によりJIS規格が確認できる場合も補助対象となります。不明な点は個別にご

相談ください

Q11 補助対象となるトップランナー基準（省エネ基準達成率100%以上等）の目標年度はいつが適用されるのか？

A11 トップランナー基準が決められている設備について、各設備に設定されている目標年度にかかわらず、2025年度の基準を適用して補助対象となるかの判断を行います。

（例）家庭用エアコンディショナーの場合

省エネポータルサイトではトップランナー基準の目標年度について「目標年度が2027年度以降の各年度のものの」目標基準値が公表されていますが、この値は適用しません。「目標年度が2010年度以降の各年度（2026年度まで）のもの」等、2025年度の目標基準値を適用します。

Q12 太陽光発電システム以外の設備の補助率、補助上限額及び補助下限額は？

A12 補助率、補助上限額及び補助下限額は下記のとおりです。

- ・基本コースの場合は、補助率1／2以内
- ・促進コースの場合は、補助率3／4以内
- ・基本コースの場合は、補助下限額50万円（補助金額が50万円を下回る場合は、補助対象外）、補助上限額500万円
- ・促進コースの場合は、補助下限額なし、補助上限額1,500万円

Q13 太陽光発電システムの補助額の算出方法は？

A13 補助率及び補助上限額・補助下限額はQ11のとおりですが、補助額は太陽光パネルの最大出力の合計値とパワーコンディショナの定格出力の合計値のいずれか低い方の出力に1kW当たり4万円を乗じて算出します。

（例①）太陽光パネルが18kW、パワーコンディショナが15kWの場合： $15 \times 4 = 60$ 万円

（例②）太陽光パネルが5kW、パワーコンディショナが9kWの場合： $5 \times 4 = 20$ 万円

Q14 交付申請を実施する単位は？

A14 交付申請は山小屋単位で行うことができます。ただし、できる限り山小屋事業者が運営する山小屋分を取りまとめて行ってください。なお、申請できるのは一山小屋において一回限りです。

Q15 一つの山小屋へ複数設備を導入することは可能か？

A15 可能です。ただし、基本コースの場合は、補助下限額50万円及び補助上限額500万円、促進コースの場合は補助上限額1,500万円であることは変わりま

せん。

Q16 現在、設備導入工事をしているが、補助の対象となるか？

A16 補助の対象となる事業は、未着手のものに限ります。

なお、補助事業の実施に当たっては、交付決定後に事業に着手するようにしてください。ただし、申請書類の提出後、知事がやむを得ない事由があると認めた場合は、交付要綱第7第4項により、あらかじめ事前着手届出書（要綱様式第2号）を提出した上で、事業に着手してかまいません。

Q17 「事業の着手」とは、何をもって「着手」とするのか？

A17 対象設備の購入や取付け等を施工業者へ申し込むことをもって、着手とします。

Q18 「事業の完了」とは、何をもって「完了」とするのか？

A18 設備設置等を行う施工業者への支払い完了をもって、完了とします。

なお、実績報告は令和9年1月8日（金）までに必要ですので、それを見越して事業を完了させてください。

Q19 国や県、市町村等からの補助がある場合、この補助も併せて受けられるのか？

A19 本補助金以外の補助金、負担金その他相当の反対給付を受けない給付金との併用はできません。

Q20 導入設備が中古品の場合でも、補助対象となるか？

A20 中古品の場合、性能値を客観的に検証することが困難であることから、補助対象としていません。

Q21 新築又は増築する建屋へ設備を導入する場合に補助対象となるか？

A21 新築又は増築する建屋に導入する設備は、補助対象となりません。

この事業は、新設を可としている設備（発電設備、エネルギー管理設備、蓄電設備、建物付属設備）を除き、これまでのエネルギー使用状況と比較し、エネルギーコストを削減することを主目的としていますので、これまでの状況と比較することのできない場合については対象となりません。

Q22 リース契約による設備導入は、補助対象となるか？

A22 補助対象となりません。

Q23 山小屋に併設する倉庫などの屋根上や、敷地内に野立てで設置する太陽光パネルは補助金の対象となるか？

A23 山小屋の敷地内の設置で、電力が山小屋に供給されるのであれば補助対象となります。

【事務手続に関すること】

Q24 応募をすれば、必ず補助が受けられるのか？

A24 補助金の交付については、提出された計画書等の審査のほか、必要に応じて現地調査などを行い、事業内容が補助要件等に適合しているかを審査し、予算の範囲内で決定しますので、必ずしも補助が受けられるとは限りません。

Q25 設備の更新等に際して、見積書の徴取において留意することは？

A25 申請時添付書類の見積書は、適正な事業費による執行のため、原則として2者以上の事業者から見積書を徴取してください。ただし、契約の内容によって相手方が特定されるなど、1者のみで見積とすることに相当の理由がある場合には、1者のみで見積でも可能です。その場合、申請時に一者選定事由書（申請要領参考様式）を添付してください。

Q26 更新等を行った設備は何年使用しなければならないのか？途中で故障した場合は廃棄できないのか？

A26 山小屋事業者は、補助事業により取得し、又は更新した設備等（以下「財産」という。）を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければなりません。

また、故障などにより、処分制限期間（耐用年数期間）を経過する前に、処分する必要があるときは、事前に知事の承認を得なければなりません。

【事業活動温暖化対策計画書等に関すること】

Q27 促進コースの申請において必要となる事業活動温暖化対策計画書はどのようなものか？

A27 事業活動等により排出される温室効果ガスの削減を図るため、事業所等から排出されるCO₂を「見える化」し、策定した計画に基づき削減を目指す制度です。制度の概要や提出様式及び提出先については下記長野県ホームページをご確認ください。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/ontai/jourei26/gaiyou.html>

不明点がありましたら下記へお問い合わせください。

長野県環境部ゼロカーボン推進課 TEL（直通）026-235-7341

※令和8年4月から課事業活動温暖化対策計画書ヘルプデスクが設置される
予定です。

Q28 事業活動温暖化対策計画書の作成に当たり、事業活動等で使っているエネルギーが把握できない場合はどうすればいいか？

A28 基本的には電気代やガス代などの光熱費の請求書や領収書に記載された使用量を記載していただければ、計画書を作成することができます。ただし、山小屋の光熱費が住居と一緒にしている等、事業で使用した分を切り分けて算出できない場合は、長野県環境部ゼロカーボン推進課へご相談ください。